

ID: 84

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	特別観覧の許可																									
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第6条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)																									
例 規 番 号	平成2年条例第22号																									
【根拠条文】 (特別観覧料) 第6条 美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等を行おうとする者は、市長の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。 別表第2(第6条関係) <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">特別観覧料(1点1日につき)</td></tr><tr><td colspan="2">熟覧</td><td colspan="2">300円</td></tr><tr><td colspan="2">模写、模造等</td><td colspan="2">500円</td></tr><tr><td rowspan="4">撮影</td><td rowspan="2">モノクローム</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>200円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>1,010円</td></tr><tr><td rowspan="2">カラー</td><td>学術研究を目的とする場合</td><td>400円</td></tr><tr><td>出版等の収入が伴う場合</td><td>2,030円</td></tr></table>						特別観覧料(1点1日につき)		熟覧		300円		模写、模造等		500円		撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円	出版等の収入が伴う場合	1,010円	カラー	学術研究を目的とする場合	400円	出版等の収入が伴う場合	2,030円
		特別観覧料(1点1日につき)																								
熟覧		300円																								
模写、模造等		500円																								
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円																							
		出版等の収入が伴う場合	1,010円																							
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円																							
		出版等の収入が伴う場合	2,030円																							
(管理の代行等) 第12条の2 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 美術博物館の利用の許可に関する業務 (2) 美術博物館の運営に関する業務 (3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。																										
標準処理期間	1日																									
備考																										

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日